

独立行政法人国立女性教育会館が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

平成28年3月1日

文 部 科 学 省

## 目 次

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	1
1. 会館の政策体系における位置付け	1
2. 会館の役割・ミッション	1
II. 中期目標の期間	2
III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
1. <u>男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施</u>	3
(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成	3
(2) 次代を担う女性人材の育成	3
(3) 困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成	4
(4) 教育分野における女性参画拡大に向けた取組	4
2. <u>男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施</u>	4
3. <u>男女共同参画推進のための広報・情報発信</u>	5
(1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信	5
(2) 男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進	6
(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化	6
4. <u>男女共同参画の推進に向けた国際貢献</u>	7
(1) アジア地域における男女共同参画推進のための人材育成	7
(2) 国際的課題への対応	7
5. 横断的に取り組む事項	8
(1) 国内外の関係機関との連携強化、ネットワークの構築	8
(2) eラーニングによる教育・学習支援の推進	8
IV. 業務運営の効率化に関する事項	
1. 組織体制の見直し	9
2. 人件費・管理費等の適正化	9
3. 取引関係の適正化	9
4. 間接業務等の共同実施	9
5. 業務改革の取組の徹底	10
6. 予算執行の効率化	10

V. 財務内容の改善に関する事項	10
1. 自己収入の拡大	10
(1) P F I 事業による運営権対価等の確保	
(2) 外部資金の積極的導入	
VI. その他業務運営に関する重要事項	
1. 適切な法人運営体制の充実	10
(1) 内部統制の充実	
(2) 組織・人事管理の適正化	
2. P F I 事業の適切な実施のための監視・協力	11
3. 情報セキュリティ体制の充実	11
4. 長期的視野に立った施設・設備の整備等	11

※下線を引いた事業を一定の事業等のまとまりとする。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）第 29 条の規定に基づき、独立行政法人国立女性教育会館（以下「会館」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### 1 会館の政策体系における位置付け

会館は、独立行政法人国立女性教育会館法（平成十一年法律第百六十八号）第 3 条の規定のとおり、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする独立行政法人である。

男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）に基づく「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）（以下「基本計画」という。）では、「I あらゆる分野における女性の活躍」、「II 安全・安心な暮らしの実現」、「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「IV 推進体制の整備・強化」の 4 つの政策領域が示されており、「IV 推進体制の整備・強化」において、会館は、我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていくこととされている。

### 2 会館の役割・ミッション

少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していくためには、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現と、その実現に向けた女性のさらなる活躍の推進が求められており、「すべての女性が輝く社会」の実現が、政府の最重要政策の一つとして位置付けられ、国を挙げて女性活躍の取組を加速させることとされている。

これを受けて基本計画では、会館において、国、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図ることとされている。

第 4 期中期目標期間において、会館は、女性教育にとどまらず、男性、若年層、大学や企業等幅広く対象とした男女共同参画に係る事業を展開し、基本計画等で示された政府の政策に沿って、研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進・実施する。これまでに蓄積した様々な資源を活用し、女性の活躍をより一層推進するため、地方公共団体、企業や大学を始めとした教育機関等との連携・ネットワークを一層充実させ、より多様な主体に対する積極的な広報・情報発信を強化し、社会に対して幅広くアプロー

ちすることで、男女共同参画社会の実現に貢献する。

以上及び第3期中期目標期間における業務の実績についての評価結果等を踏まえ、会館の第4期中期目標は、以下のとおりとする。

(別添) 政策体系図

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成28年(2016年)4月1日から平成33年(2021年)3月31日までの5年とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野において女性の活躍や男女共同参画を推進する人材を育成することが必要である。

このため、会館の研修事業において、従来から対象としてきた地方公共団体や男女共同参画センター等のみならず、今まで蓄積した研修の企画・実施に必要なノウハウや人的ネットワークを生かし、引き続き大学を始めとした教育機関や企業等の多様な分野に対応した人材育成のための研修を充実させる。

基本計画に掲げられた方針を踏まえ会館が実施すべき研修を整理して策定した研修体系(別紙1)に基づき、重点的に実施すべき研修を「(1)女性活躍推進のためのリーダーの育成」、「(2)次代を担う女性人材の育成」、「(3)困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成」及び「(4)教育分野における女性参画拡大に向けた取組」とし、調査研究事業の成果を取り入れた研修を中期目標期間中に40件以上実施する(前中期目標期間(平成23年度～平成27年度の5年間。以下「前中期目標期間」という。)実績37件)。また、主体ごとの研修実施件数の目標値は、中期計画で設定する。さらに、eラーニングの活用に関するプログラム開発の成果を踏まえ、教育・学習支援を推進する。

また、中期目標期間中、喫緊に取り組まなければならない政策的課題が生じた場合には、適宜追加して実施することとする。

研修参加者からのフィードバックも踏まえ、適宜研修内容の見直しを行い、会館の機能を十分生かした研修を実施する。応募者数が定員を下回る研修については、廃止を含めて研修課題及び実施方法を見直す。

下記(1)～(4)の項目ごとに研修参加者の評価について、数値目標を設定することとする。なお、新規の研修を実施する場合には、これまでの実績等も勘案した上で、適切な評価指標を年度計画等で設定し、研修参加者からの評価を得ることとする。

また、研修効果の普及状況を的確に把握するため、研修実施後に、日々の業務に役立っているかについて、研修の人数や性格に応じてフォローアップ調査又はモニター調査

を行い、次回の研修内容の改善のために活用する。なお、各研修の項目ごとの目標値は、中期計画で設定する。

#### (1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成

基本計画で強調されている「あらゆる分野における女性の活躍」のためには、組織やリーダー等の意識の改革や女性活躍推進のためのリーダーのネットワークの構築等を通じて、政策・方針決定過程への女性の参画を促進していくことが不可欠である。

このため、会館は、地方公共団体や男女共同参画センター等地域において女性の活躍や男女共同参画を推進するリーダー、企業において女性の活躍やダイバーシティを推進するリーダー等を対象とし、女性が活躍できる組織の在り方、課題把握、課題解決のための取組の在り方、男性の育児参画支援などについて実践的に学習する機会を提供する。

また、女性の活躍のための環境整備を推進するため、参加者同士のネットワークの構築を促進し、多様なリーダーが分野を越えて横断的に情報交換を行い、課題を共有し、解決策を探る機会を提供する。

これらの事業を通じて、地方公共団体や男女共同参画センター及び企業等におけるリーダーを育成することで、地域や企業における女性の活躍を推進する。

毎年度平均 90%以上の研修参加者からの満足の評価、45%以上からの高い満足の評価を得る（前中期目標期間実績：満足の評価 94.2%、高い満足の評価 45.1%）。

【重要度：高】リーダーの育成は会館が設置されて以来、一貫して取り組んできた事業であり、十分にノウハウも蓄積されている。男女共同参画を推進するためには、企業や地方公共団体、男女共同参画センター等の多様な分野における女性活躍や男女共同参画を推進するリーダーを育成し、その力量を形成・向上させることが効果的であるため。

#### (2) 次代を担う女性人材の育成

あらゆる分野における女性の活躍を推進するためには、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進めることが重要である。

女性の活躍が少ない分野での女性の活躍促進のため、基本計画の重点分野「5 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進」で示されている女子生徒の理工系進路選択支援事業を実施する。

また、将来活躍しうる女性人材を育成するため、女子大学生を対象として、職業をもつ意義、経済的自立の精神、社会や組織のリーダーとなる志などを伝えるキャリア開発研修を実施する。

これらの事業を通じて、女子学生・生徒が、将来指導的地位を目指そうとする姿勢や自分自身の進路を主体的に選択しキャリアを切り開いていく力の育成を支援する。

毎年度平均 95%以上の研修参加者からの満足の評価、80%以上からの高い満足の評

価を得る（4年間（平成23年度～平成26年度の4年間。以下「4年間」という。）実績：満足の評価99.1%、高い満足の評価85.9%）。

### （3）困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成

基本計画は「安全・安心な暮らしの実現」を基本計画の視点として強調している。このため、女性に対する暴力等の困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細やかな支援を行う人材を養成する研修を実施する。

この研修を通じて、男女共同参画センター等において困難な状況に置かれている女性を支援する人材が、困難に直面した女性の多様な状況に対応できるような専門的知識・技能の向上を目指す。

毎年度90%以上の研修参加者からの満足の評価、45%以上からの高い満足の評価を得る（前中期目標期間実績：満足の評価94.9%、高い満足の評価50.0%）。

### （4）教育分野における女性参画拡大に向けた取組

基本計画の重点分野「2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」では、学校教育の分野における女性の参画拡大を進めることとされている。これを踏まえ、教育分野における男女共同参画の一層の推進を図るため、教員研修センターなどの関係機関と連携しつつ調査研究の成果を活用して研修プログラムを開発・実施する。

学校教育の分野において、男女共同参画や女性の能力発揮を中心となって推進する立場となる者に対し、教育機関の特性に応じて実践的な学習の機会を提供する。併せて参加者同士のネットワークの構築を図る。

毎年度90%以上の研修参加者からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る（前中期目標期間実績：満足の評価95.5%、高い満足の評価46.1%）。

## 2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施

基本計画において、女性の活躍、男女共同参画を推進していくためには、男女の置かれている状況を客観的に把握することが必要であるとされている。このため、会館は男女共同参画統計に関する調査研究を実施する。

また、エビデンスに基づく研修を実施するため、具体的な社会課題を把握することを目的とした調査研究については、企業における若年層の初期キャリアに関して、女性が直面する問題について実証的に検証するとともに、基本計画で示されている「学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」についての取組を進めるための調査研究を実施する。

さらに、学習機会の幅広い提供のため、eラーニングによる教育・学習支援の推進に向け、放送大学と連携してプログラム開発を行う。

いつまでにどのような成果を出すのか具体的に示すために策定したロードマップ（別

紙2)に基づき、調査研究を実施する。また、各年度の達成すべき目標については、所期の計画に照らし、その研究成果が十分に果たされているかどうかを把握し、次年度の研究実施につなげていくため、年度計画で設定する。なお、時宜に適った調査研究を継続して実施する観点から、新たな研修事業を実施するために政策的課題に沿って必要なテーマを適宜追加して実施する。

新たに実施する若年層の初期キャリアに関する大規模な追跡調査を含め、中期目標期間中に調査研究を5件以上実施する（前中期目標期間実績：7件）。

調査研究の結果については、調査研究の研究プロセス、または各年度の研修への活用状況について評価できるような目標を年度計画で設定し、外部の有識者の評価を受け、研究内容の改善を図るとともに、研究成果の普及についての助言を得る。また、調査研究を活用した研修資料等を作成し、研修参加者の85%以上からの有用の評価、40%以上からの高い有用の評価を得る（前中期目標期間実績：有用の評価88.6%、高い有用の評価30.2%）。

### 3 男女共同参画推進のための広報・情報発信

基本計画において、会館の役割として、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図ることが挙げられており、男女共同参画に関わる様々な情報が会館にアクセスすることで幅広く利用できる体制を整え、地方公共団体、企業、大学を始めとした教育機関等において、関係者が情報を有効に活用できる環境を整える。

このため、継続的に国内外の専門的な資料や情報、会館や関係府省、地方公共団体等の関係機関の施策、事業、調査研究等の情報を幅広くとりまとめて整理し、わかりやすく提供していく。

また、顕著な業績を残した女性や女性施策等に関する記録の収集・提供等を行う女性アーカイブの構築を進め、全国的にその成果の還元を図る。

さらに、より多様な主体への広報・情報発信を充実・強化していくことにより、研修参加者等の増をはじめとした事業の一層の充実を図る。

#### (1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信

女性の活躍推進や男女共同参画に関連する施策等について、地域レベルでは収集困難な広域的・専門的な資料や情報を取りまとめて整理する。

また、女性教育情報センター利用者に資料等を提供するとともに、女性情報ポータル及びデータベースを整備充実し、広く国民に対して情報発信を行う。

中期目標期間中にデータベース化件数については、13万件以上、アクセス件数については年間35万件を達成する（4年間実績：データベース化件数119,187件、アクセス件数年間平均322,117件）。

また、中期目標期間中にのべ 150 か所以上の男女共同参画センターや大学等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに応じた図書をパッケージ化して貸し出すことにより、学習者への支援を行う（4年間実績：のべ 126 か所）。

## （2）男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進

男女共同参画に関連する歴史的な資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。

女性に関する史・資料を中期目標期間中に新たに5千点以上収集する。さらに中期目標期間中に展示室への入室者数について、5万人以上を達成する（4年間実績：収集点数 4,484 点、入室者数 40,774 人）。

アーカイブ企画展を中期目標期間中にのべ 25 機関以上と連携して実施する。これまで実施した基礎的研修の実績を踏まえ、実技研修に重点を移し、中期目標期間中に女性アーカイブに関する研修を 180 名以上に提供し、毎年度、研修参加者の 90%以上からの満足の評価、65%以上からの高い満足の評価を得る（前中期目標期間実績：連携機関数 31 機関、研修参加者数 207 人、満足の評価 98.3%、高い満足の評価 68.1%）。なお、連携機関数については、連携先との企画の検討、インタビュー、資料収集等の実質的に意義のある連携関係を築くため、また、研修参加者数については、これまで実施してきた座学研修から、要望の多い実技研修に重点を移すことにより研修参加者数を限定して実施する必要があるため、前中期目標期間の実績を若干下回る目標値を設定している。

また、研修効果の普及状況を的確に把握するためのフォローアップ調査又はモニター調査を行い、次回の研修内容の改善のために活用する。

## （3）より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化

会館の事業や取組について積極的に国民に周知し、会館のプレゼンスを高めるため、会館としての広報計画を策定し、理事長のトップマネジメントのもとに効果的な広報活動を推進する。ICTの活用により多様な主体への広報活動を充実・強化する。

また、民間企業や大学等の多様な主体別・目的別の情報提供を図るとともに、大学等における男女共同参画イベント情報等の女性情報ポータルを充実させることにより、大学・民間企業等に対する情報発信を強化するなど、ターゲットごとの具体的な広報の方法については、広報計画に記載する。

さらに、多様な主体向けのホームページへのアクセス件数や、研修参加者から各主体に情報発信が行われているのかを評価するための目標値については、広報計画で設定する。

また、多様な場で男女共同参画に関する研修等が実施されるよう、会館で実施する研修や取組について、地方公共団体や男女共同参画センターのみならず、企業や大学を始めとした教育機関等に対しても、情報発信やプログラムの提供等を行う。

ホームページへのアクセス件数を中期目標期間中に 40 万件以上達成する。(4 年間実績：アクセス件数年間平均 370,891 件) また、SNS への記事掲載件数を年間 100 件以上とする(平成 26 年 10 月～平成 27 年 9 月末の 1 年間実績：98 件)。

【優先度：高】女性の活躍を推進するためには、より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化を早急に図る必要があるため。

#### 4 男女共同参画の推進に向けた国際貢献

会館は、男女共同参画推進のための我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、アジア地域における女性のエンパワーメントに貢献するため、男女共同参画推進のための人材育成を実施する。

また、諸外国の関係機関との連携等を通じて収集した男女共同参画に係る国際的な課題や取組の状況を、国内にフィードバックすることにより、国際的課題の解決に向けた取組を推進する。

中期目標期間中に、国際関係の主催事業を 10 件以上実施する(前中期目標期間実績：10 件)。

##### (1) アジア地域における男女共同参画推進のための人材育成

基本計画の重点分野「12 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」でも示されているように、2015 年 9 月に国連で採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダの達成及び北京行動綱領の実現に向けて、男女共同参画に関連する国際的な取組に貢献することが求められている。

このため、アジア地域の行政・教育担当者、NGO のリーダー等を対象として、女性の能力開発に係る課題をテーマとした実践的な研修を実施することにより、各国の男女共同参画・女性教育推進のための人材を育成する。

毎年度研修参加者の 90%以上からの満足の評価、80%以上からの高い満足の評価を得る(前中期目標期間実績：満足の評価 100%、高い満足の評価 90%)。

さらに、研修成果の効果的な普及に向けて、80%以上から本国に帰ってから、取組を進める上で有用であるという評価を得る。

##### (2) 国際的課題への対応

国連婦人の地位委員会(CSW)や女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(CEDAW)で求められている課題(女性の経済的エンパワーメント、女性のリーダーシップ、女性に対する暴力の根絶、男性への働きかけ等)について、毎年各国に共通するテーマを一つ取り上げ、国内外の関係者による国際セミナーを実施するとともに、先進国における女性支援施策の情報を収集する。

また、これまでに構築した海外の諸機関との協力体制を基礎として、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を実施し、参加者の 85%以上からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る（4年間実績：満足の評価 96.3%、高い満足の評価 51.5%）。

国際会議等で得た情報を国内に発信するための報告会を実施し、参加者の 85%以上からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る。

## 5 横断的に取り組む事項

男女共同参画社会の実現に向けて、会館は上記のⅢの 1～4 に掲げる事業を有機的に結び付けて取組を行うことが特に重要であり、各事業において、国内外の関係機関との連携を一層強化する。社会に対して幅広くアプローチし、多様な主体に対して会館の取組を積極的に発信し、会館の活動への理解の浸透を図り、男女共同参画社会の実現に貢献する。

また、男女共同参画推進のためには、男女が希望するときに希望する場所で学ぶことができる機会を提供することが重要である。このため、幅広い教育・学習機会の提供のために e ラーニングを始めとした ICT の活用を推進する。

これらの取組を事業横断的に推進する。

### （1）国内外の関係機関との連携強化、ネットワークの構築

会館は、男女共同参画を推進するためのナショナルセンターとして、地方公共団体、大学等の教育機関、学会、経済団体、企業、男女共同参画センター、女性団体、海外の機関等と分野横断的に連携し、ネットワークの構築を図り、関係機関との連携を強化する。

特に、関係府省との政策的な連携は重要であり、事業の分野に対応した関係府省との意思疎通と情報共有を図ることによって、連携して事業を行う。「国立女性教育会館運営委員会」を有識者や関係府省から意見を聞く場として活用する。

中期目標期間中にのべ 120 機関以上との協働で研修事業等に取り組み、連携によるより効果的な事業を実施する（4年間実績：のべ 98 機関）。

### （2）e ラーニングによる教育・学習支援の推進

これまで会館が主催する研修等に直接参加する機会がなかったリーダーを始め、地理的理由等から直接の参加が困難な国民に幅広く学習機会を提供することができるよう、e ラーニングによる教育・学習支援を行う。

会館で実施した研修内容を、オンデマンドで中期目標期間中に 15 件以上発信する。なお、本目標値については、今後の実績を踏まえて適宜見直しを図るものとする。

また、中期目標期間の 1 年目、2 年目においては、一般の国民が男女共同参画に関し

ていつでもどこでも学ぶことができるよう、オンライン講座の教育・学習支援プログラムについて放送大学と連携して入門編及び実践編のカリキュラムを開発・運用し、広く提供する。

さらに、中期目標期間の3年目以降には、オンライン講座の提供方法についてのノウハウの蓄積をもとにして、会館独自の研修プログラムを開発・実施し、幅広く発信していくとともに、男女共同参画推進のリーダーに学習の素材を提供することで、学習活動を支援する。

【難易度：高】会館はこれまで専ら、保有する研修施設を活用した来館型の研修を企画・実施してきており、eラーニング型の学習支援プログラムに関する知見が蓄積されていない。本項目は、これまでに経験のないプログラム提供環境における研修の企画・実施を行う挑戦的なものとなることから、難易度は高い。

#### **IV 業務運営の効率化に関する事項**

##### **1 組織体制の見直し**

宿泊施設等の「ハード」の管理運営を全面的に民間に分離・委託し、効率的運営とサービス向上を図りつつ、資源を「ソフト」に集中できる構造に転換するため、PFIの導入により施設運営に従事していた人的資源を女性活躍促進等の政策課題に対応した事業等に投入する。

##### **2 人件費・管理費等の適正化**

人件費については、国家公務員の給与水準に準拠し、役職員給与の適正化に取り組むとともに、その取組状況を公表する。

一般管理費、業務経費については、国民に対して提供するサービスの質を維持した上で効率化が図られているかを不断に検証しつつ、調達合理化等を推進することなどにより、一般管理費（公租公課を除く。）については平成27年度と比して15%以上、業務経費（公共施設等運営事業等関係経費を除く。）については平成27年度と比して5%以上の効率化を図る（平成22年度に対する平成26年度削減実績：一般管理費削減率12%、業務経費削減率13%）。

##### **3 取引関係の適正化**

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することとし、契約の適正化、調達の合理化等を推進することにより、コストを削減し公正性、透明性を確保する。

##### **4 間接業務等の共同実施**

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教員研修センター及び会館の 4 法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、中期目標期間中に 15 業務以上の実施について検討するとともに、その取組を一層推進する（前中期目標期間実績：7 件）。

## 5 業務改革の取組の徹底

「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政の ICT 化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)に準じ、費用対効果も含めて業務運営の効率化について検討する。

## 6 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

## V 財務内容の改善に関する事項

### 1 自己収入の拡大

#### (1) PFI 事業による運営権対価等の確保

PFI 事業の導入により、施設使用に係る収入として運営権対価を得ることにより、安定した自己収入を確保する。

また、PFI 事業者と協力して施設利用を促進することによって PFI 事業の経常収益のプラスを目指し、プロフィットシェアリングとして、更に利益の 50%相当額の収入を確保する。

#### (2) 外部資金の積極的導入

科学研究費補助金等の申請や、国・企業等からの受託事業の積極的な受入れを行い、外部資金を確保する。

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 適切な法人運営体制の充実

#### (1) 内部統制の充実

理事長のリーダーシップのもと、会館が担う役割や課題等の情報を職員が共有し、所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実する。

内部規程を必要に応じて見直し、内部統制・リスク管理の充実及び監事による監査機

能を強化する。また、監事による監査及び会館が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制等の継続的な見直しを図る。

## (2) 組織・人事管理の適正化

配置転換や人事交流により、組織の活性化を図るとともに、職員の資質を向上させるための研修を実施し、他機関の実施事業等への職員の参加を促す。

さらに、客員研究員の活用体制を工夫し、職員との連携のもと、充実した体制とする。

## 2 PFI 事業の適切な実施のための監視・協力

利用者へのサービス水準の向上や適切な運営体制等、PFI 事業に係る契約内容が着実に実施されているかについてモニタリングを行う。

また、宿泊施設を含む施設利用率の向上のため、PFI 事業者が計画する広報活動において、会館が関与することでより効果が期待できるものについては必要な協力をを行い、様々な場で多様な主体に対する利用の促進を図る。

宿泊施設を含め、施設利用率について、中期目標期間中に 55%以上を達成する（平成 26 年度末実績：宿泊施設利用率 37.8%、研修施設利用率 55.7%）。また、施設ごとの利用率の目標については、PFI 事業者と協議の上、年度計画において適切に設定する。

## 3 情報セキュリティ体制の充実

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

## 4 長期的視野に立った施設・設備の整備等

長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める。また、保有資産については、引き続き、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

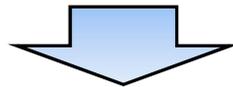
## 女性教育、男女共同参画に係る教育・学習関連政策における国の責任

●日本国憲法に定められている個人の尊重と法の下での平等の精神に基づき制定された男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）において、国は男女共同参画社会の形成についての基本理念にのっとり、国民の理解を深めるための措置（第 16 条）、調査研究（第 18 条）、国際的強調のための措置（第 19 条）、地方公共団体及び民間の団体に対する支援（第 20 条）のために必要な措置を講ずることが求められている。

●第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）は、男女共同参画社会基本法に基づき策定された 5 年計画。以下の I～IV の 4 つの政策領域が示されており、会館の役割についても明記されている。

- ・「I あらゆる分野における女性の活躍」
- ・「II 安全・安心な暮らしの実現」
- ・「III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」
- ・「IV 推進体制の整備・強化」

●独立行政法人国立女性教育会館法において、「会館は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする」とされている。



### 独立行政法人 国立女性教育会館

女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、男女共同参画に関する専門的な調査及び研究等を実施。

研 修

男女共同参画社会の実現に向けた  
人材の育成・研修の実施

調 査 研 究

男女共同参画社会の実現に向けた  
基盤整備のための調査研究の実施

国 際 貢 献

男女共同参画推進に向けた国際貢献

広 報 ・ 情 報 発 信

男女共同参画推進のための  
広報・情報発信



我が国唯一の男女共同参画推進のためのナショナルセンターとして、これまでに蓄積した様々な資源を活用し、女性の活躍をより一層推進するため、地方公共団体、企業や大学を始めとした教育機関等との連携・ネットワークを一層充実させ、より多様な主体に対する積極的な広報・情報発信を強化し、社会に対して幅広くアプローチすることで、男女共同参画社会の実現に貢献。

## 第4次男女共同参画基本計画(抜粋)(平成 27 年 12 月 25 日閣議決定)

### ●第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

#### Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

##### 第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

### 3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

#### <施策の基本的方向>

学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。

#### <具体的な取組>

##### ア 男女平等を推進する教育・学習

- ⑤ 独立行政法人国立女性教育会館において、国、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。

##### イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

- ⑦ 独立行政法人国立女性教育会館の研修、教育・学習支援、調査研究、情報収集・提供等の更なる内容の充実・深化を推進する。

### 5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### <施策の基本的方向>

学校教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。

#### <具体的な取組>

##### ア 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ① 初等中等教育機関における30%目標に向けて、校長・教頭等への女性の登用について、具体的な目標を設定するよう要請するとともに、以下の取組を進める。
  - ・独立行政法人国立女性教育会館においてロールモデルの把握も含めた女性教員の管理職登用に向けた調査研究を行う。

## IV 推進体制の整備・強化

### 1 国内本部機構(男女共同参画会議、男女共同参画推進本部、男女共同参画推進連携会議)の強化

#### <施策の基本的方向>

国内本部機構は、内閣総理大臣の下で施策推進の機能を果たしてきた。今後とも、男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するため、あらゆる施策について、総合的な企画立案機能、横断的な調整機能、監視・影響調査機能等を更に強化する。

#### <具体的な取組>

- ⑤ 国内本部機構と多様な主体（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、企業、大学、経済団体、労働組合等）との連携を図る。

### 3 地方公共団体や民間団体等における取組の強化（地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合等）

#### <施策の基本的方向>

男女共同参画社会の実現には、国レベルでの取組に加え、住民にとって身近な暮らし、仕事の場である地域に根差した草の根からの取組が重要である。このため、地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、地域経済団体、労働組合、地域金融機関、農林水産団体等の地域における多様な主体の連携・協働を促進することで、男女共に多様な年齢層が参画した取組を推進する。また、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進する。加えて、女性活躍推進法に基づく、地方公共団体や民間企業等の取組を支援する。

男女共同参画センターは、男女共同参画に関する意識啓発や知識習得に加え、男女共同参画の視点から地域の課題を解決する実践的活動の場として、男女共同参画を推進する上で重要な役割を果たしていることから、その取組を支援する。

#### <具体的な取組>

##### エ 国立女性教育会館における取組の推進

- ① 我が国唯一の女性教育のナショナルセンターとして、人材の育成・研修の実施や女性教育に関する調査研究の成果及び会館に集積された情報の提供等を通じ、今後とも我が国における男女共同参画のネットワークの中核を担っていく。また、これまで果たしてきた役割の重要性と実績を踏まえ、地域における男女共同参画の推進を支援するとともに、地方公共団体、大学、企業等ともより一層の連携を図るなど、機能の更なる充実・深化を促進する。

## 独立行政法人国立女性教育会館法(抜粋)(平成 11 年 12 月 22 日法律第 168 号)

(業務の範囲)

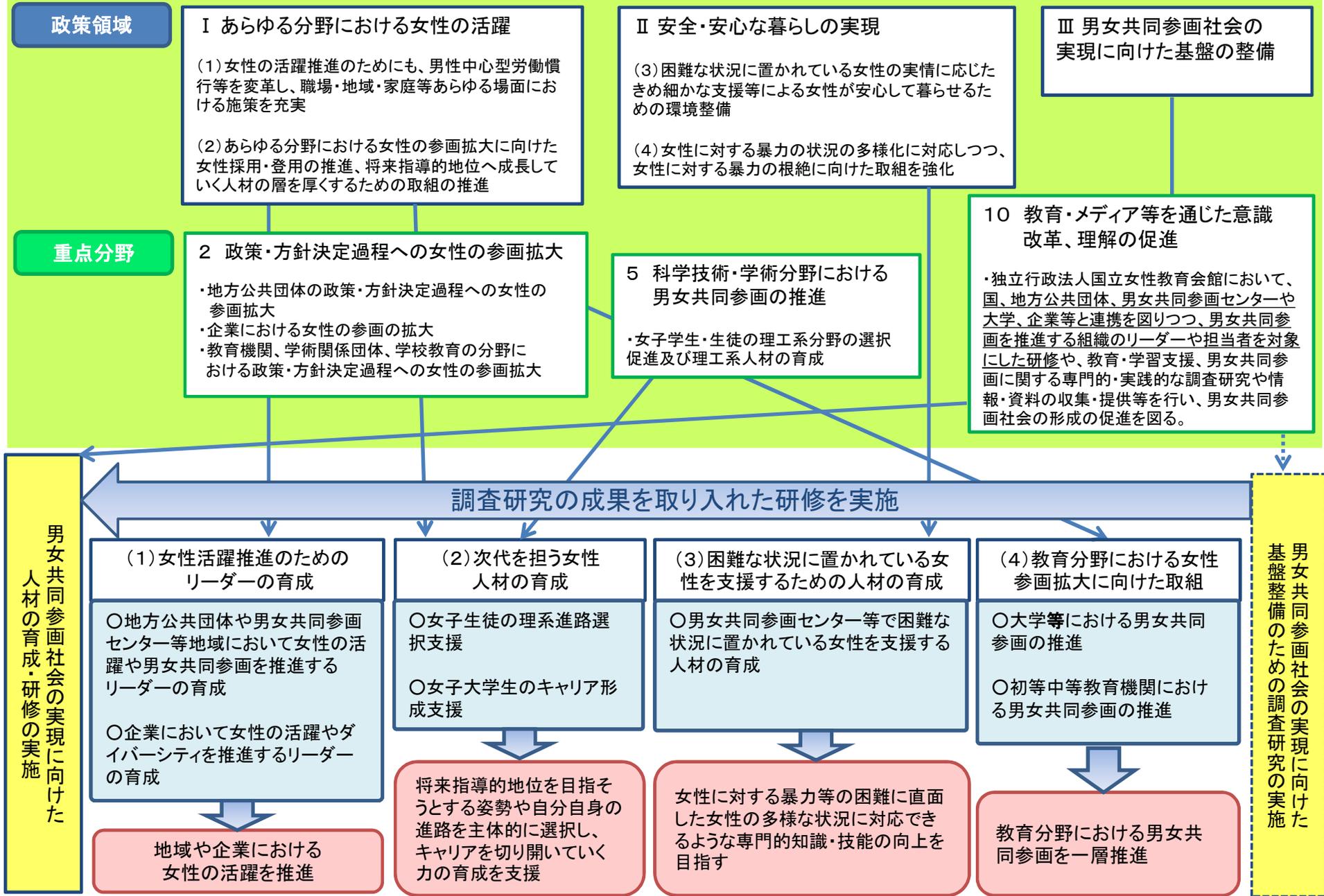
**第十一条** 会館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。
- 二 前号の施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。
- 三 第一号の施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。
- 四 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。
- 五 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。
- 六 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

**2** 会館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、同項第一号の施設を一般の利用に供することができる。

# 国立女性教育会館 第4期中期目標期間 研修体系図

## 第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)



## 国立女性教育会館 第4期中期目標期間 調査研究のロードマップ

調査研究	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	成果目標
男女共同参画統計に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テーマ別データ集の対象とHPによる提供方法の検討</li> <li>・リーフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象別データ集の作成(教育)</li> <li>・リーフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象別データ集の作成(労働、企業)</li> <li>・リーフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象別データ集の作成(貧困問題)</li> <li>・リーフレットの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象別データ集の作成(202030に向けて)</li> <li>・リーフレットの作成</li> </ul>	各年度において、本調査研究の成果を活用した研修を受講した参加者が、男女の置かれている状況を客観的に把握するための力量を形成する。
男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究	追跡調査(第2次調査)の実施	追跡調査(第3次調査)の実施	追跡調査(第4次調査)の実施	追跡調査(第5次調査)の実施	調査結果のまとめ	本調査研究の成果を活用し、企業における若年層の初期キャリアについて、女性が直面する課題を明らかにし、研修プログラムに反映する。
女性の活躍推進に関する調査研究	<p>先行研究から現状と課題を明らかにし、調査票を作成</p>	<p>・調査対象の選定方法を検討し質問紙調査の実施</p> <p>・ヒアリング調査の実施</p>	<p>・ヒアリング調査の実施</p> <p>・調査結果のまとめ</p>			<p>中期目標期間の3年目までに、学校教育分野における女性の活躍について、現状と課題を明らかにし、その結果を研修プログラムに反映する。</p>
e-ラーニングによる教育・学習支援の教材開発に関する調査研究	<p>・放送大学と連携した講座の作成・提供</p> <p>・e-ラーニングを活用した教育・学習支援に関する提供方法・対象・内容についての検討</p>		<p>会館独自のe-ラーニング講座の作成</p>			<p>中期目標期間の2年目までに、オンライン講座を放送大学と連携して開発・運用し提供することで、一般の国民が男女共同参画に関していつでもどこでも学べるようにする環境の整備を図る。</p> <p>3年目以降については、オンライン講座の提供方法のノウハウを活用し、会館独自の研修プログラムの開発につなげていく。</p>
新たに生じるであろう政策課題に対応した調査研究(仮)						新たな政策課題に対応した調査研究を実施し、研修プログラムに反映することで女性の活躍推進を図る。